

平成30年5月15日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社協和製作所
業者住所：佐賀県佐賀市高木瀬西6-9-1

2. 指名停止措置期間：平成30年5月15日～平成30年6月14日
(1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

株式会社協和製作所は、平成28年2月4日に福岡市西区の工事現場において発生した工事関係者事故について、同社佐賀本社工場材料資材置き場にて発生した旨の内容虚偽の労働者死傷病報告書を佐賀労働基準監督署に対し提出し、もって労働基準監督署長に虚偽の報告をした。このため、同社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反により佐賀簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、刑が確定したものである。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる株式会社協和製作所及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反で起訴され、罰金刑を科されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）

代表：092-471-6331

総務部契約課長

星原 隆（内線 2511）

（契約課直通：TEL 092-476-3509）

港湾空港関係

総務部契約管理官

田中 浩紀（内線 290）

（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）